

平成28年10月31日

お取引先様

九州大学

九州大学との取引にあたって

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

九州大学におきましては、お取引先様のご理解とご協力を賜りながら適正な取引に努めているところですが、今般、本学において研究費の不正使用が行われていたことが明らかになりました。<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/notices/view/449>

本学では、今回の事案を重く受け止め、今後、本学においてこのような事態が二度と起こらないよう研究費の適正な管理及び再発防止に全学を挙げて取り組むとともに、社会の信頼に応える教育研究活動にまい進する所存です。

お取引先様におかれましては、別添「九州大学との取引に関する留意事項」をご確認いただき、研究費の不正使用に関与することのないよう、ご理解とご協力をお願いします。

敬具

【本件の問い合わせ先】

〒812-8581 福岡市東区箱崎六丁目10番1号
国立大学法人九州大学財務部調達課
TEL:092-642-2172

九州大学との取引に関する留意事項

九州大学との取引に関して、下記のとおり留意事項をお知らせしますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

① 契約条件について

本学との取引に当たっては、国立大学法人九州大学契約事務取扱規程、国立大学法人九州大学契約事務取扱要領及び各契約基準（物品供給契約基準、役務請負契約基準、製造請負契約基準及び工事請負契約基準）を遵守して頂くことが条件となっていますので、事前に内容をご確認ください。

② 納品書などの書類の日付の記載について

見積書、納品書及び請求書など本学に提出する書類には、必ず日付をご記入ください。

また、手書きの日付は不正を疑われますので、可能な限り印字してください。

③ 発注について

発注は、原則として契約担当部署の事務職員が行います。

ただし、1 契約 50 万円未満の契約については、教員・研究者による発注を認めている場合があります。教員・研究者から 1 契約 50 万円以上の発注や意図的に 1 契約を複数の契約に分割した発注があった場合は、契約担当部署にご相談願います。

④ 納品について

納品の検査（検収）は、発注者でなく、原則として事務支援・環境保全センター（検収グループ）又は契約担当部署の事務職員が行います。

納品に当たっては、当該キャンパスの事務支援・環境保全センター等に納品物と納品書をお持ち込み頂き、納品書に検収印を受けてから、納品場所（研究室等）に納品してください。未検収物品については、代金の支払いができませんので、ご注意ください。

平成 29 年 1 月より、納品物品の持ち帰り・反復使用を防止するため、トナーやドラムなど複合機・プリンター関連の高額消耗品について、検収時に、油性ペン等で外箱にマーキングを実施します。納入者の責により返品・交換の必要が生じた場合には、マーキングされたことを理由に拒むことはできませんので、十分確認の上、検収を受けていただきますようお願いいたします。

⑤ 理解度チェックテストについて

事務支援・環境保全センターにおける納品の検査（検収）に際し、受注や納品に関するルールについて理解度チェックテストを定期的に実施します。数問の簡単なテストですので、ご協力いただきますようお願いいたします。

理解不十分と判断された場合は、社内における従業員教育等をお願いさせていただきます。

⑥ 取引停止について

次の行為などがあった場合、本学要領に基づき取引停止の措置を行います。

- ・贈賄、独占禁止法違反、談合
- ・契約辞退、粗雑な契約履行、契約違反、不正又は不誠実な行為

また、万一、本学職員から不正・不適切な取引（架空の発注や虚偽の書類の作成など）の要請があった場合でも、決して引き受けず、契約担当部署までご相談ください。本学職員の要請に基づいたものであっても、不正・不適切な取引に関与した業者に対しては、厳正に対処します。ただし、本学との取引において行われた過去の不正取引について自己申告をした場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあります。

なお、平成 28 年 9 月より、取引停止期間を長期化（最長：9 月→24 月）しました。これまで以上に不正・不適切な取引に関与しないようご留意願います。

⑦ 不正・不適切使用情報の通報について

不正・不適切使用情報の通報は、次のところで受け付けています。

<通報窓口>

九州大学監査室

〒819-0395 福岡市西区元岡 7 4 4 番地

TEL 092-802-6648 ※電話対応 9:00~17:00（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

e-mail tuho@jimu.kyusyu-u.ac.jp

⑧ その他について

会計検査院の会計実地検査や本学の内部監査、その他調査等に伴い、取引帳簿の閲覧や提出、取引に関するアンケート等を依頼することがありますので、その際は速やかにご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

九州大学との取引に関する留意事項、国立大学法人九州大学契約事務取扱規程及び契約基準等は、必要に応じ変更することがあります。最新のものは、九州大学一般競争情報公開システム(<https://chotatsu.jimu.kyushu-u.ac.jp>)に掲載していますので、適宜ご確認ください。